

論文

時系列変化からみる卸売市場の 内部構造と経営成果 —卸売市場法、そしてその改正が もたらす影響とは—

西村 順二

キーワード

卸売市場
卸売市場法
卸売内部構造
仲卸売業者
時系列分析

目次

1. 問題の所在
 2. 卸売市場における法制度変化と取引関係
 3. 卸売市場における取引
 - (1) 生産者と卸売業者（元卸売業者・荷受）との取引
 - (2) 卸売業者（元卸売業者・荷受）と仲卸売業者との取引
 - (3) 卸売市場法改正による卸売市場内の取引形態への影響
 4. 卸売市場内の取引変化をもたらす要因分析—比較動的学的接近
 - (1) 分析方法
 - (2) 分析結果
 5. 結びにかえて—結論と残された課題
- 〈註〉
〈参考文献〉

1. 問題の所在

近年、生鮮食料品や花卉を取り扱う卸売市場は、その市場経由率を減少させ、市場外において流通する生鮮食料品等が次第に増加してきている傾向にある⁽¹⁾。そして、このような傾向は、近年に始まったことではなく、長い期間にわたる中長期的な現象であるとも言える。このような現象はなぜ生まれてきたのであろうか。網羅的にはなるが、一般的な見解によれば以下のような原因が考えられよう。すなわち、消費者の食生活の変化（外食や中食の進捗による加工品・半加工品の増加）や食文化・食への志向の変質（安全性だけでなく、利便性、低価格性、高品質性、ニーズの多様性等）、情報技術や物流技術の高度化による生産者と消費者の直接取引や e-commerce の進展（流通の中抜き減少）、生産者の高齢化と担い手不足による生産業者の減退・減少、小売流通部門の大規模集中化とそれに対する零細中小小売業者の減少、水産業等における資源の減少、生鮮三品の生産活動に影響を与える地球環境の変化による天候変動のリスク等である。これらは、主に卸売市場外の外生的な要因と言えるだろう。

このような状況の中で、生鮮食料品等を主に扱う卸売市場では、法制度を変更しつつ、これらの環境変化に対して適応する対策が講じられてきている。そして、それらは卸売市場内部での卸売業者や仲卸売業者に少なからず影響を与えることになる。具体的には卸売業者と仲卸売業者の取引行動、これら両者の関係性、そして卸売業者や仲卸売業者という事業体が遂行する流通機能等に対してである。それらは結果として、卸売市場内部での取引構造等の変化をもたらし、それがまた卸売市場自体に変化をもたらすことになると考えられる。流通機構全体の視点から見れば、生産・製造部門と小売流通部門の間に卸売流通部門は位置されることから、この卸売流通部門が流通経路上の川上である生産・製造部門の影響を受けること、川下となる小売流通部門の影響を受けること、そして卸売業者と仲卸売業者両者の間の影響関係を否定できるものではない。また、卸売流通の内部だけで供給と需要のマッチングが完結しないことも自明である。従って、これまでの多くの諸研究では、例えば田村（1998）や峰尾（2010）の研究に見られるように、卸売流通部門内はある種のブラックボックス状態を前提として、あるいは所与として、小売業や流通部門全体の構造変化をとらえようとしており、卸売流通部門とその外部との関係性（影響関係）において検討されることが主であった⁽²⁾。

しかしながら、流通部門が経済機構の中に置かれる位置づけを考えた時に、卸売流通部門における需要が最終生産物への需要から派生する部分はあるとしても、この卸売流通部門が少なくとも流通の諸機能を遂行し、また流通加工という点では製造・生産機能の一部を担当しているということは明白であるだろう。つまり、流通部門によって当該生産物に対する付加価値が生み出されており、その価値創造に注目すると、流通内部での取引関係においてその価値確認をすることができるのではないかと本研究では考えるものである。従って、本研究では、卸売市場を考察の対象として取り上げ、その内部の卸売業者と仲卸売業者の間の取引形態や取引関係がどの様に変化し、両者の存続を継続させてきているのか、あるいはそれは縮小化していくものなのであろうか、これらを考察することを目指す。そして、卸売市場という制度的な枠組みの中では、卸売業者と仲卸売業者がその活動主体となることから、これらの取引やその構造を考察し、もって卸売市場自体の変化は卸売市場内事業者の関係性の

変化、取引の変化からも影響を受けていることを検討するものである。さらに、卸売市場は卸売市場法の管理下に置かれている。従って、この制度的な影響も受けていることは想定できるものであろう。

なお、一般的には卸売市場は生鮮食料品の主たる一流通部門と捉えられているため、各市場プレイヤーの関係性自体が卸売市場の構造を規定している一方で、既に形成されている卸売市場の構造がプレイヤーである卸売業者と仲卸売業者の関係性を規定していくことも考えられる。しかし、本研究では、卸売市場が動的に変化していく方向性を検討するという意味では、その始点を卸売業者と仲卸売業者の関係性におくという前者の視点に立つものとする。

また、卸売市場自体の考察やその内部構造に関する研究は、多くの場合に研究の関心に置かれておらず、その先行研究は乏しいと言える。また、一部では卸売市場法がもたらす影響については考察されているが、因果論的な考察、特にそれが卸売業者や仲卸売業の取引にもたらす因果関係については言及されていない。従って、本研究では帰納的アプローチをとり、現実の施策や市場のデータに基づき、現状の卸売市場の実態から帰納的に接近することになる。

2. 卸売市場における法制度変化と取引関係

まずは、卸売市場が置かれている現状を確認するために、卸売市場法に基づき、取引関係に関係する近年の動向を確認しておこう。

現行の卸売市場法は、1971（昭和46）年に制定・施工されている。この卸売市場法において、直近での大きな制度変更では、2020（令和2）年6月から施工された改正卸売市場法が挙げられる。これは、2018（平成30）年に市場法が改正となり、2020（令和2）年から施行されているものである⁽³⁾。この改正では、いくつかの変更点が示されているが、卸売市場内の取引に関連する点で特に注目すべき点は、「第三者への販売禁止の廃止」と「直荷引きの禁止の廃止」である。「第三者への販売禁止の廃止」は、卸売市場における卸売業者が生産者から集荷してきた生鮮食料品を、卸売市場における仲卸売業者と売買参加者以外への事業者へ販売することが許されるということである。仲卸売業者を介さず中抜きすることによって、従来の小規模小売事業者にとっては仕入れ先の選択肢が増え、そこにコストの削減が期待されるということである。

次に、「直荷引きの禁止の廃止」は、卸売市場内の仲卸売業者が生産地の生産者と直接取引することが原則的には禁じられていたものを自由化するというものである。したがって、中小規模の仲卸売業者は、従来、卸売業者の販売取り揃え品に限られていた産品だけではなく、金額、量、そして質において全国から多様な生鮮食料品を調達することができるようになるのである。さらには、どちらかといえば小売業者への対応を重視する仲卸売業者との直接取引であることで、ユーザー情報が生産者に伝わるのが容易となり、より取引の活性化が進むことが期待されている。

さらに挙げるならば、「荷受けによる自己買受けが可能」となったことも、大きな変更のポイントと言えるだろう。これは、これまで荷受けの自己買受けは禁止され、委託販売のみとされていたものを緩和するというものである。これをネガティブな側面から見るとするならば、荷受けとも呼ばれる卸売業者が、そもそも事業所数が極めて少ない中で、実質的に独占的な立場を手に入れることにより、

意図的・恣意的な価格操作が行われることになってしまうことを抑止するためのものであった。一方でポジティブな側面から言うならば、生産物の価格が大きく暴落した際には、卸売業者が大きな損失（取引手数料の減少）を受けてしまい、安定的で適切な市場取引が損なわれてしまうことを抑止するためのものでもあった。それが、市場法の改正により荷受による買受け（購入）が可能となったのである。これにより荷受けである卸売業者が自由裁量を持つこととなり、状況によっては一定の生鮮食料品を自身で確保することにより、市場でのその安定供給が可能となったのである。

この2020（令和2）年の卸売市場法改正を遡ると、2004（平成16）年と1999（平成11）年にも改正が行われている。これら2020年、2004年、そして1999年と言う3回の改正の特徴的な方向性は、卸売市場における事業者に対する規制の緩和である。2004（平成16）年の改正では、「中央卸売市場の卸売手数料」、そしてすでに「仲卸業者による直荷引き（産地などから卸売業者を通さず直接仕入れる）」と、「卸売業者による第三者（市場内の仲卸業者以外）への販売」を弾力的に解釈できるようにしている。さらに委託集荷の原則を廃止し、「買付集荷の全面的な自由化」も行われている。そして、さらに遡ってすでに1999年には、「せり取引の原則」が廃止され、それに代わり相対取引の導入が認められている。これによって、仲卸売業者が、卸売業者から生鮮三品を購入する際に、バイイングパワーを活用して価格交渉ができるようになったとすることができる。ここでは、質の担保をもっぱらとしてきた事業者が量による取引価格へのコミットメントを進めることができるようになってきているのである。

それでは、これらの三度にわたる規制の緩和は、卸売市場に実質的に大きな変化をもたらしていると言えるのであろうか。以下では、取引関係に絞って、その変化の存在を確認してみよう。

3. 卸売市場における取引

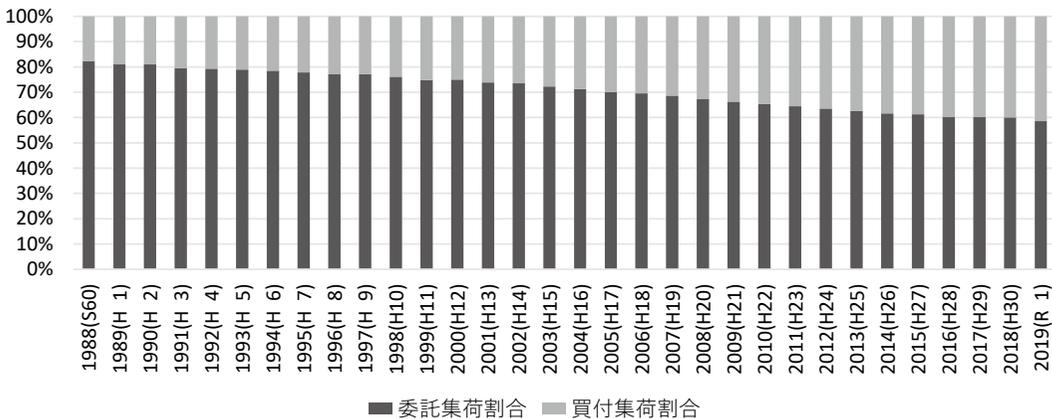
卸売市場に関わる取引と言うことでは、大きくは三つに分けることができる。第一に卸売市場外部の生産者と卸売市場内部の卸売業者との間で行われる「卸売業者にとっての仕入れ取引」、第二に卸売市場内部で卸売業者と仲卸業者の間で行われる「卸売業者にとっての販売取引と一方で仲卸業者にとっての仕入取引」、そして第三に卸売市場内部の仲卸業者と卸売市場外部の小売業者等との間で行われる「仲卸業者にとっての販売取引」の三つである。以下、卸売市場内部の取引に着目するという本研究の視点から、第一と第二の取引に関する特徴と上記卸売市場法・その改正等の制度変更との関係を確認しておこう。

(1) 生産者と卸売業者（元卸売業者・荷受）との取引

第一の卸売市場外部の生産者と卸売市場内部の卸売業者（元卸・荷受）との取引関係、すなわち卸売業者にとって仕入れにあたる取引は、委託集荷取引と買付集荷取引という二種類の形態で進められている。2019（令和元）年の中央卸売市場青果部の数字では、委託集荷取引が58.6%、そして買付集荷取引が41.4%となっている。1988年と比べてみると、委託集荷取引が82.3%から23.7ポイントを減少させ、買付集荷取引が17.7%から逆に委託集荷取引の減少分である23.7ポイントの増加を示し

ている。この委託販売取引の減少傾向は毎年見られていて、下げ止まることはなく、年次を経るにつれて右肩下がり形で減少し続けているのである。

図1にあるように、当初卸売市場の制度として委託集荷取引が大部分を占めていたものが、制度の緩和等により毎年その比率を低下させ、逆に買付集荷取引がその減少分を補うように数を増やしている。近年まで、委託集荷取引の減少は止められていない。卸売市場外部からの集荷のための仕入れ取引を、卸売業者は一定の安定的な収益を目指す手数料収入を目的とする仕入れ行動から、自身の裁量によって利鞘を取ることのできる買付集荷へと徐々にシフトさせてきているのである。それでは、何故このような取引形態のシフトが起こってきているのであろうか。



出所：各年度の農林水産省編『卸売市場データ集』より抽出したデータに基づき筆者が作成。

図1：中央卸売市場における卸売業者の取引形態の変化

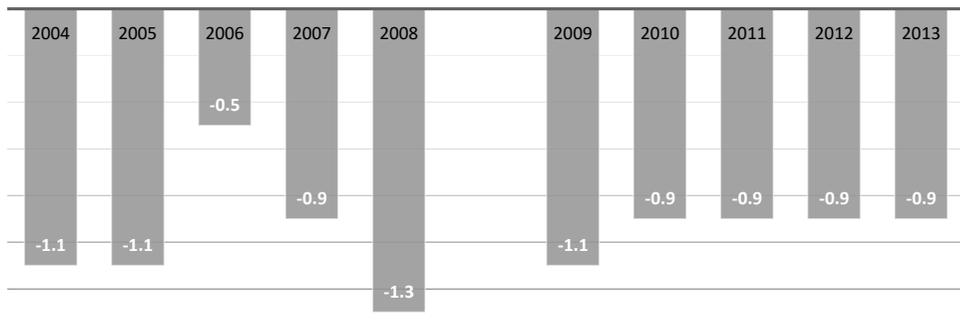
まず、卸売市場における取扱量の減少から、それに代わる利益源泉を求めての卸売業者による行動変化であると考えられる。この減少傾向にある委託集荷取引は、卸売業者が生産出荷者からの販売委託を受けて集荷を行うため、生産出荷者からは全量を引き取ることになる。従来では、卸売業者と仲卸売業者の間でセリ・入札によって価格が決められるため、出荷する生産者は原則的には価格の決定に関与することができない立場に置かれることになる。すなわち、従来であれば卸売市場におけるセリによる価格決定が行われ、卸売業者はセリで決定された価格に対する委託手数料を徴収することになる。委託手数料の率については、2004（平成16）年の改正から5年間の猶予期間において、2009（平成21）年4月より自由化が始動している。委託手数料の率については、その硬直性やそもそもの率の適切性の議論はあるが、この自由化後も、現実的には多くの卸売業者は委託販売の手数料の変更はせず、据え置きとしている。一瀬（2018）によると、卸売金額にかけられる料率は最高限度額が設定されているところから始まり、開設者が定める1958（昭和33）年の野菜10%、果実8%、水産物6%から、物価高対策のために1963（昭和38）年には野菜8.5%、果実7.0%、水産物5.5%へと変更され、その後2004（平成16）年の改正を経ても大きく変わっていない⁽⁴⁾。

図1では、明らかに委託集荷取引が減少し、買付集荷取引が増加してきているが、この動きに対し

て、委託手数料が増加されればこのような動向は起こらない、あるいは抑止できる可能性があると推察できる。しかし、委託手数料が高められることは無く、現状維持で推移している。何故この委託手数料の増加による委託集荷取引の増大ではなく、買付集荷取引の割合を高める方向に卸売業者は動いているのであろうか。

その理由として、以下の様に考えることができるであろう。すなわち、買付集荷は卸売業者が自身の判断で産地から産品を買い付け、利益を上乘せて仲卸売業者等の売買参加者に販売できるものであるとしても、需給関係に基づく取引のパワー関係上利益率が結果的には低くなる可能性があること、そして質から量に代わりつつある取引属性の変化から産品の量を維持するために委託手数料率を据え置くと共に買付集荷取引の比率を増やしつつ、産品の集荷力を高めていく姿がそこにあるのではないだろうか。この裏返しの現象が、菊池（2010）で見えてとれる。全国の中央卸売市場青果物卸売業者を対象に、この委託手数料の変化が卸売業者の経営状況に及ぼす影響について検討されているが、委託手数料を上げると卸売業者の利益効果が上がることが確認されている。しかしながら、現実的には委託手数料率がそれほど引き上げられていないということは、従来委託手数料率のまま委託集荷取引によるある程度の売上高を維持しつつ、さらには買付集荷取引の導入によって、新たな利益源泉を機動的に求めていく卸売業者の姿がそこにはあるのだと考えられる。

2009年の委託手数料率の弾力化開始の前の5年間とその後の5年間の委託集荷取引割合の動向を確認してみたのが以下の図2である。



出所：各年度の農林水産省編『卸売市場データ集』より抽出したデータに基づき筆者が作成。

図2：中央卸売市場における委託販売取引割合の変化に関する比較

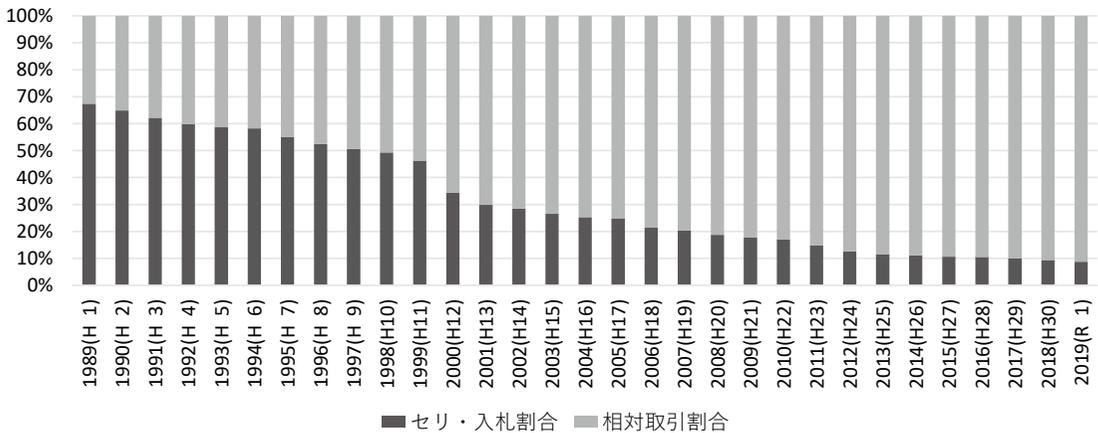
2004（平成16）年の卸売市場法改正によって委託販売手数料率の弾力的運営が認められ、その後5年間の猶予期間を経て、2009（平成21）年に施行されている。2004 - 2008年の5年間では、割合の対前年比較の平均でマイナス0.98、2009 - 2013年の5年間では平均でマイナス0.94となっており、それほど大きな差異は認められない。委託集荷取引では、2009年度には実質的に委託手数料率を引き上げることができるようになったとは言え、その前後では手数料率をほぼ維持したままで毎年のようにその割合を減らしている。2004年の改正による買付集荷取引の全面的自由化においても、2004年から2013年にかけて、その自由化による直接的な大きな影響があったとは言い難く、堅調

に一定の委託集荷取引の減少（逆に買付集荷取引の増加）を示しているのである。

結局のところ、委託販売手数料率を引き上げて委託集荷取引が維持されるというよりは、その減少は継続され、買付集荷取引が増大している。卸売業者にとっては、出荷生産者との取引においては、集荷製品の量の確保や安定的な手数料収入の維持のために、委託手数料の引き上げを積極的には行わず、結果として委託集荷取引は残存させつつ、一方で新たな利潤源泉を求めての買付集荷取引へのシフトが進んできているということになるだろう。

(2) 卸売業者（元卸売業者・荷受）と仲卸売業者との取引

次に、第二の卸売業者（元卸売業者・荷受）と仲卸売業者の取引に着目してみよう。この両者の間で行われる取引においても、卸売市場では二種類の形態で行われている。それは、セリ・入札取引と相対取引である。



出所：各年度の農林水産省編『卸売市場データ集』より抽出したデータに基づき筆者が作成。

図3：中央卸売市場におけるセリ・入札取引と相対取引の割合の変化

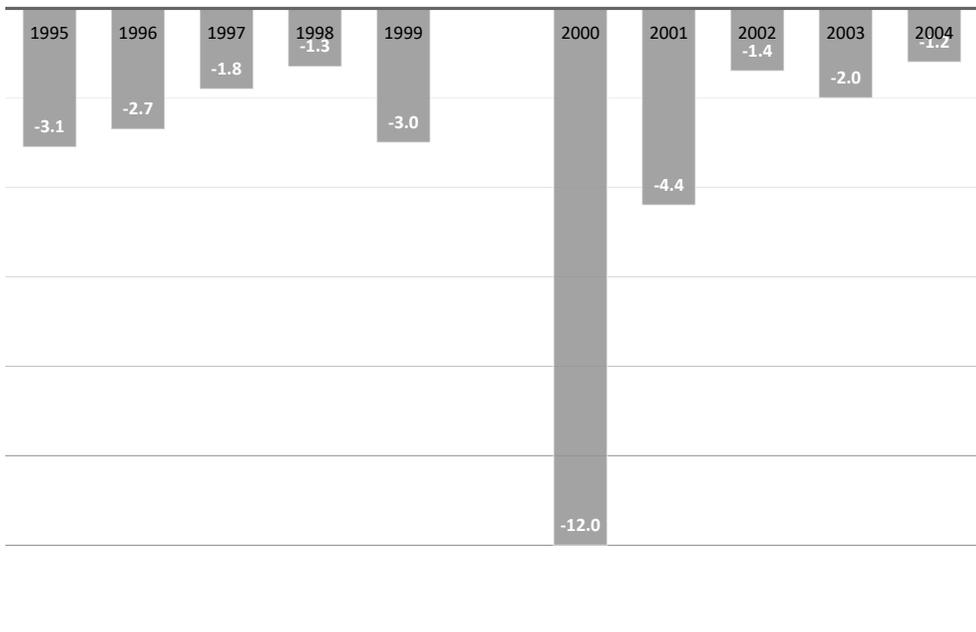
2019（令和元）年の中央卸売市場青果部の数字では、セリ・入札取引が8.8%、そして相対取引が91.2%となっている。図3を見てみよう。1988年と比べてみると、セリ・入札取引が74.3%から65.5ポイントと大きくマイナスに減少させ、相対取引が25.7%から逆にセリ・入札取引の減少分である65.5という大きくプラスに増加を示していることが分かる。このセリ・入札取引の減少傾向は毎年見られており、下げ止まることはなく、年次を経るにつれて右肩下がりで減少し続けていいることが分かる。

セリ・入札取引では、競争により取引相手が決まるので、競合する事業者が多い場合には価格が上昇することは当然であるし、製品の取扱量はある程度の制限を受けることとなる。しかしながら、相対取引は、大量の製品の取引に対応することができるし、価格についても取引の都度に変動することは無く、結果としては安価に大量取引が行われることになる。また、計画購買が可能となる。従って、このリスクの少なさと安定的供給の担保から相対取引は拡大してきていると言える。そして、そこで

は価格の決定は、「質」を仲卸売業者が見極めて値付けするセリ・入札によるのではなく、取引される「量」によって決まってくることとなるのである。もちろん、セリ・入札取引による価格形成機能・価格シグナル効果が不要と言うことではないし、仲卸売業者の製品の品質等に関する目利き能力や品揃え形成能力を否定するものではない⁽⁵⁾。しかし、小売業者の大規模な製品の購買ニーズに対応することは、この仲卸売業者の本来有している能力のメリットを凌駕するだけの生鮮食料品流通への影響力を有しているということである。従って、所謂「質に値段をつける」のではなく、「量に値段をつける」という属性を持つことになる相対取引の割合が増加することとなったのである。直近の2019（令和）年には90%を超えてほとんどが相対取引で占めることになった卸売市場の取引形態は、ある意味必然の流れであったとも言えよう。それは、従来は卸売業者による第三者販売は禁止されていたため、仲卸売業者のみが小売業者等への販売を担当しており、従って小売業者に適応する傾向が強くなるを得なかったのである。それにより、小売業者段階での大規模化・組織化が進むに従い、大量の製品を取り扱う必要が生まれてきたということなのであろう⁽⁶⁾。

それではこの相対取引割合が大きく増加する傾向の中で、卸売市場法の改正はどのような影響を与えてきていたのだろうか。それを確認してみよう。

まずは1999（平成11）年の卸売市場法改正において、セリ取引の原則が廃止され、相対取引の導入が認められている。下記図4を見ると、1999（平成11）年と2000（平成12）年の間には、大きな格差が存在している。それまでに、実態としてはすでにセリ・入札取引の割合が減少してきているが、この二年の間で明らかにセリ・入札取引が減少し、卸売市場法改正の影響を見ることができ



出所：各年度の農林水産省編『卸売市場データ集』より抽出したデータに基づき筆者が作成。

図4：卸売市場におけるセリ・入札取引割合の変化に関する比較

る⁽⁷⁾。1999（平成11）年の卸売市場法の改正によって、それまでにセリ・入札取引の割合が減少してきていたが、それが大きく下方移行に促進されたということである。しかしながら、その後は従来と同様に徐々に減少傾向を示していることは興味深い。つまり、一時的には法の改正により影響を受けたとはいえ、卸売市場自らがそもそもセリ・入札取引から相対取引へシフトするという選択肢を内在的に強く有しているということである。

さらに、2004（平成16）年と2020（令和2）年の卸売市場法の改正では、二度の改正にわたり、卸売業者による第三者販売禁止の廃止と、仲卸売業者による直荷引き禁止の廃止が認められている。卸売業者の第三者販売の自由化は、これまで卸売業者の販売先は、原則として市場内の仲卸売業者に限定されていたものが緩和され、卸売業者が市場外の小売業者や飲食店などに直接製品の荷卸しをすることが可能になったということである。また、仲卸業者にとっては、所属する当該市場の卸売業者以外から仕入れることを禁止されていたが、法改正によって仲卸業者が全国の産地生産者から直接仕入れることが可能となったのである。仲卸売業者にとっては、当該市場においては、その扱い量や諸条件により従来は取引されてはいなかった小口注文を仕入れることができるようになったのである。

これらは、卸売業者にとっても、仲卸売業者にとっても、それぞれ販売を行う取引相手、そして仕入を行う取引相手を、当該卸売市場外に求めることが可能となり、卸売市場内部での取引量にマイナスの影響を及ぼすことは想定できるであろう。しかしながら、卸売業者と仲卸売業者と間の取引量、すなわち市場経由する生鮮三品の量が、これら第三者販売と直荷引きの自由化という制度改革により減少するだろうということは言えるとしても、それがあつた種々のトレード・オフ関係にあるセリ・入札取引と相対取引という割合変化に及ぼした影響については、それがあつたとは一律には言い難いであろう。すなわち、卸売業者による第三者販売が直接的にセリ・入札取引を忌避させ、直接的に相対取引を歓迎させたのか、仲卸売業者による直荷引きが直接的にセリ・入札取引を忌避させ、直接的に相対取引を歓迎させたのかについては両形態の取引がトレード・オフ関係にあるため全体への影響でしか捕捉することができないのである。

そして、これまで卸売業者が自身で買受けることは禁止されていたものが、2020（令和2）年の改正で、緩和されている。すでに述べたように、卸売業者の独占力保持、それによる価格操作、価格暴落へのリスク対応という点で禁止されていたものが、不確定要素の高い生鮮食料品の流通を安定させることができるように一定量の生鮮三品確保を担保するために緩和されたのである。ここから、卸売業者が生産出荷者からの仕入れ取引を行う場合において、買付集荷にプラスの影響を及ぼすであろうと推測することができる。また、2004年の卸売市場法の改正に伴い、中央卸売市場の卸売業者の買付集荷が自由化され、卸売業者が商品を所有し、それに対するマージンを得ることが可能になったということである。卸売市場における買付集荷の自由化によって、小野（2006）は、卸売業者が危険負担機能を発揮するようになる可能性を、斎藤（2011）は卸売業者がコーディネートの機能を強める可能性を示唆している。これに対して、高山他（2014）の研究では、これら二つの卸売業者の機能役割についてヒアリング調査に基づく検証が行われている。それによれば、委託集荷取引と買付集荷取引のどちらを卸売業者が行おうが、卸売業者に明示的な危険負担の機能役割は認められないこと、そし

てコーディネート機能においても委託集荷取引と買付集荷取引のどちらの形態をとろうが、卸売業者がその機能を果たすことは可能であることを明らかにしている。つまり、取引形態の差異によってうまれる機能遂行の差異は存在しないとしているのである。そして、それは卸売業者が生鮮三品に対する所有権を有さないことに起因するとしているのである。逆に言えば、仲卸売業者は所有権を有するがために、リスクを下げる、あるいはリスクヘッジのために、コーディネート機能が重視されることになる結論付けていると言えよう。これは、2020（令和3）年の卸売市場法改正による卸売業者の自己買受け可能化におけるその影響に援用できるものである。卸売業者が自己買受をして、市場における生鮮三品の流通量に対応することができるようになったとは言え、危険負担機能の遂行による調整というよりはコーディネート機能の遂行のために多様な集荷形態を有することを志向するだろうという点では、買付集荷取引に対するプラスの影響力は考えられるだろう。しかしながら、しばらくはその影響をモニタリングする必要があることは当然のことである。

(3) 卸売市場法改正による卸売市場内の取引形態への影響

以上、卸売市場法の改正が進む中で、現在の中央卸売市場が置かれている状況に影響を与えたであろう制度変化と、影響をそれほど与えなかった制度変化が併存していると言っていることができるだろう。そもそも、第三者販売（卸売業者による小売業者への直接販売）の自由化は、卸売業者にとって販売活動における自由度を高めるものであり、直荷引き（仲卸売業者による卸売業者以外からの直接入荷）の自由化は、仲卸売業者にとって仕入活動における自由度を高めるものである。さらに、自己買受け（卸売業者自身が買い受けて、市場流通量を調整）の自由化は、卸売業者にとって販売活動の選択肢を増やしていることである。従って、卸売業者と仲卸売業者の間の取引関係、すなわち卸売市場における内部の取引構造に影響を与えて、その在り方を変えてしまう可能性がある中で、卸売市場の現在の姿があるのだろう。上記の考察を改めて確認するならば、この卸売業者と仲卸売業者の間の

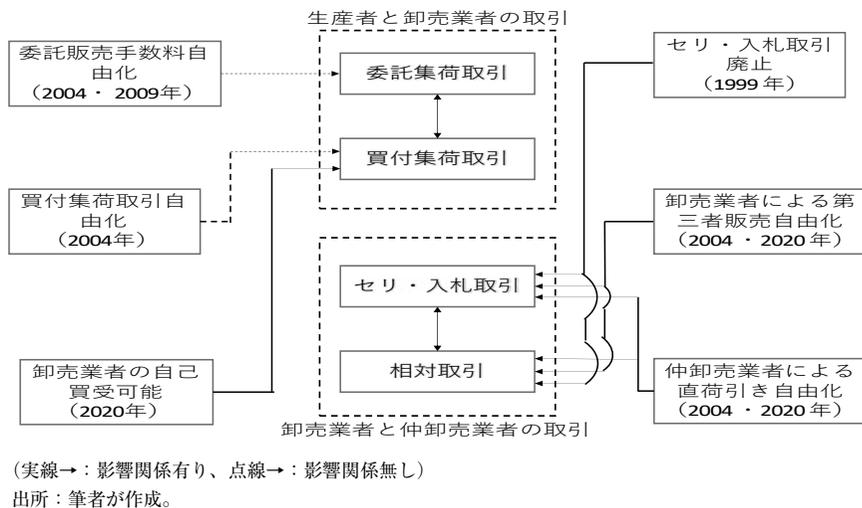


図5：卸売市場法改正と取引の関係

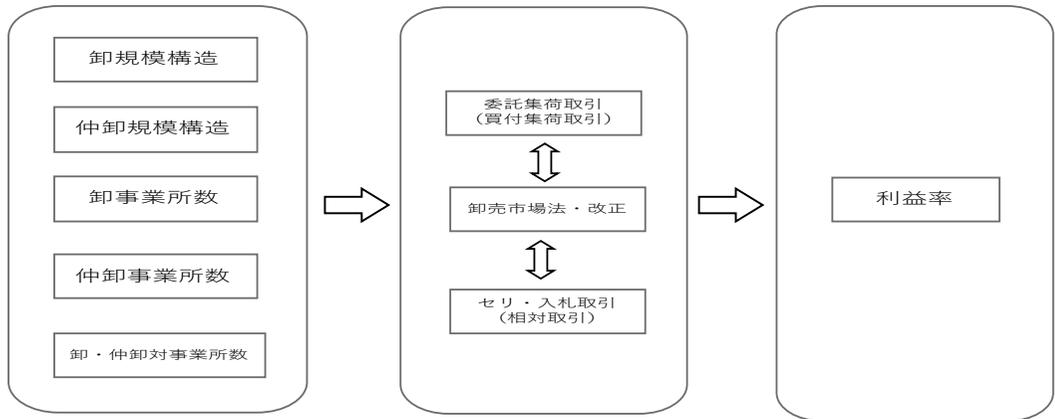
取引であるセリ・入札取引と相対取引の変化では、1999（平成11）年の制度改正では大きくセリ・入札取引の割合を減らしている。また、卸売業にとっての仕入れ取引である委託集荷取引と買付集荷取引の変化では、2004（平成16）年の改正が実行化された2009（平成21）年で見ても、それほど大きな変化を示してはいないのである。以上から、これら制度変化と卸売市場の取引との関係は図5の様に整理できるであろう。ただし、この卸売市場法の改正の影響については、現実追認的な改正であり、すでに変化の傾向が潜在的には認められ、それが法改正という名の下で実体化されてきたということが現実の姿であるだろう。

4. 卸売市場内の取引変化をもたらす要因分析－比較動学的接近

(1) 分析方法

それでは、上記の問題意識に則り、幾つかのデータから検討を加えてみよう。ここでは、比較動学の分析枠組みに従って検証することにした⁽⁸⁾。それは卸売市場を想定するならば、たとえ環境条件が変化しても、それが即時に構造の変化をもたらすわけではなく、そこにはそれを妨げる制度的要因が存在しその影響を遅らせ、時には早めるということを想定できるからである。卸売市場という制度的に作られた生鮮三品の卸売流通部門は、戦後の経済成長の中で適切で安全・確実な生鮮三品の流通を担保するという初期条件とともに、その後の高度経済成長とバブル経済、そしてその崩壊を境界条件とする2つの要因によって変化してきている⁽⁹⁾。この初期条件に当たる部分が卸売市場内の卸売業者と仲卸売業者による取引関係であり、それが相互作用を有しながら卸売市場の構造を規定する内生的変数となっていると言える。ここで、特に自律性の高い内生的変数は、制度（行為の定在化要因）と呼ぶことのできる卸売業者と仲卸売業者の取引関係となり、それが卸売市場の発展パターンの説明要因となると考えられる。また、この構造は、卸売業者と仲卸売業者の取引行動に影響を及ぼすが、その影響がまた安定的な取引関係となり、次の構造を生み出すことは考えられるだろう。一方で、「均衡状態にある経済現象において経済モデルにおけるあるパラメータの値がシフトした場合、経済システムが新しい均衡に向かってどのように変化していくかを分析する」と言う特性を持つ比較静学分析は、一つの均衡状態から別の均衡状態へのシステムの変化を、その過渡的調整過程を問題とせずに研究する方法である⁽¹⁰⁾。本研究では、この調整過程が卸売市場内でどのように生じているのかに研究の関心があり、それを卸売業者と仲卸売業者の取引関係を通して捕捉することを目指すために比較動学的な接近方法が適していると言えよう。

以下では、卸売市場内の取引関係が卸売業者や仲卸売業者の経営成果に及ぼす影響を確認してみる。すなわち、卸売市場における卸売業者や仲卸売業者が置かれている構造的な状況から、どのような取引行動が進められ、その結果この卸売市場が卸売業者と仲卸売業者にとって望ましい方向に導くことを誘引するのだろうか。想定される概念図式（図6）は、構造的な要因が行動的要因に影響を及ぼし、それが相互作用を起こしながらも、成果要因に影響を及ぼしていくということである。したがって、卸売市場法の改正等の動きは、ここでは卸売市場内の取引関係の変化という形でその効果が現われてくるものであり、実質的にはすでに内在化されて間接的な影響を及ぼしているものと想定する。



出所：筆者が作成。

図6：想定される概念図式

表1：卸売市場分析に使用される変数一覧

構造	卸売業者大規模比率	取扱金額500円以上の卸売業者数の割合(%)
	仲卸売業者大規模比率	取扱金額10億円以上の仲卸売業者数の割合(%)
	市場経由率	国内で流通した加工品を含む国産及び輸入青果物のうち卸売市場を経由したものの数量割合(%)
	卸当り仲卸数	1卸売業者に対する仲卸売業者数
行動	委託集荷取引割合	卸売市場における集荷取引の金額割合(%)
	買付集荷取引割合	上記数値を100から差し引いたもの(%)
	セリ・入札取引割合	卸売市場における取引の金額割合(%)
	相対取引割合	上記数値を100から差し引いたもの(%)
成果	卸売業者の売上総利益率	総売上高に対する構成比(%)
	仲卸売業者の粗利益率	総売上高に対する構成比・1業者当りの平均(%)

出所：『卸売市場データ集』に基づき筆者作成。

また、以下の分析で利用される操作変数の内容については、表1を参照されたい。

なお、分析で扱われるデータは、農林水産省の『卸売市場データ集』の各年度に基づいて収集・整理されたものである。部分的には直近までのデータを収集することはできるが、当該年度に対応したすべてのデータを入手することはデータ集計のタイミングにより変数項目によっては困難である。その為に分析用に1995(平成7)年から2018(平成30)年までの24時点のデータを扱うことにした。また、これらデータは、時系列データであり、1年という等間隔に観測される系列的なデータ群であるため、時間経過における周期的な変動を考慮することが求められる。従って、ARIMA(1,0,0)モデルを利用することとなる。

(2) 分析結果

卸売市場に対する制度的な刺激として卸売市場法の改正が挙げられる。すでに見てきたように、三回目の改正が2020年であることから、現状では、その入手困難性からその年度のデータを扱うことができない。従って、主に1999年と2004年の改正による影響を確認することになる。しかしながら、やはりすでに見てきたように、時系列の推移からは委託販売手数料の自由化（2004年・2020年）は卸売市場における取引に影響を及ぼしている様子は見られなかった。また、買付集荷取引の自由化（2004年）についても、同様に卸売市場の取引に影響を与えている様子は確認できなかった。さらに、卸売業者による第三者販売の自由化（2004年・2020年）と、仲卸売業者による直荷引きの自由化（2004年・2020年）は、そもそもは、セリ・入札取引か相対取引の選択に影響を及ぼすというよりは、これらを回避して市場外での流通を志向することになり、これらの両取引形態への影響はあったとしても間接的なものとなるだろう。従って、以下では、先ずは図6に従い、①卸売業者の規模構造が委託集荷取引に与える影響の有無、②卸売業者の規模構造と仲卸売業者の規模構造がセリ・入札取引に与える影響の有無、③卸売業者の数が委託集荷取引に与える影響の有無、④卸売業者数と仲卸売業者数がセリ・入札取引に与える影響の有無、⑤卸売業者にあたりの仲卸売業者数委託が、委託集荷取引に与える影響の有無、⑥卸売業者にあたりの仲卸売業者数委託が、セリ・入札取引に与える影響の有無、⑦委託集荷取引の割合が卸売業者の利益率に与える影響の有無、そして⑧セリ・入札取引の割合が仲卸売業者の利益率に与える影響の有無を確認することにした。使われるモデルは1995（平成7）年から2018（平成30）年にわたる時系列データであることを考慮した回帰分析である。分析の結果、①、②、④、⑤、⑥の関係性では、残差に自己相関はなく分析できたが、独立変数は有意とはならなかった。影響関係を確認できたのは、③卸売業者数が委託集荷取引割合に影響を与える、⑦委託集荷取引割合が、卸売業者の売上総利益率に影響を与える、そして⑧セリ・入札取引割合が、仲卸売業者の粗利益率に影響を与えるである。これらは、残差に自己相関はなく、独立変数が有意であった。

卸売業者数と委託集荷取引割合の関係では、卸売事業者数は委託集荷取引に対して有意に影響効果を持っていた。モデルの当てはまりの良さを示す決定係数は0.989を示している。また、実測値と予測値の「誤差の2乗」から算出されるRMSEは、0.571を示しており予測精度は相対的には高いと言える。Ljung-Box Q統計量では、有意確率が0.116であり、誤差が独立していることが確認されている。モデルのパラメータは以下の表2となっており、卸売業者数が委託集荷取引割合にプラスの影響を与えていると言える。

表2：委託集荷割合モデル

				推定値	標準誤差	t 値	有意確率
委託集荷割合	変換なし	定数		39.746	1.291	30.791	<.001
		AR	ラグ1	0.469	0.196	2.397	0.026
卸売業者数	変換なし	分子	ラグ0	0.361	0.013	27.032	<.001

次に、委託集荷取引割合と卸売業者の売上総利益率の関係では、委託集荷取引割合は、卸売業者の総売上利益率に対して有意に影響効果を持っていたと言える。モデルの当てはまりの良さを示す決定係数は0.912をしている。また、RMSEは、0.069を示しており予測精度はかなり高いと言える。Ljung-Box Q統計量では、有意確率が0.316であり、誤差が独立していることが確認されている。モデルのパラメータは以下の表3となっており、委託集荷取引割合が卸売業者の売上高総利益率にプラスの影響を与えていると言える。

そして、セリ・入札取引割合と仲卸売業者の粗利益率の関係では、セリ・入札取引割合は、仲卸売業者の粗利益率に対して有意に影響効果を持っていたと言える。モデルの当てはまりの良さを示す決定係数は0.817をしている。また、RMSEは、0.233を示しており予測精度は相対的には高いと言える。Ljung-Box Q統計量では、有意確率が0.534であり、誤差が独立していることが確認されている。モデルのパラメータは以下の表4となっており、セリ・入札取引割合が仲卸売業者の粗利益率にマイナスの影響を与えていると言える。

表3：卸売業者の売上総利益モデル

				推定値	標準誤差	t 値	有意確率
卸 売上総利益率	変換なし	定数		4.064	0.292	13.895	<.001
		AR	ラグ1	0.359	0.21	1.712	0.102
委託集荷割合	変換なし	分子	ラグ0	0.038	0.004	9.685	<.001

表4：仲卸売業者の売上粗利益率モデル

				推定値	標準誤差	t 値	有意確率
仲卸 売上粗利益率	変換なし	定数		12.299	0.098	125.91	<.001
		AR	ラグ1	0.013	0.251	0.052	0.959
セリ・入札取引割合	変換なし	分子	ラグ0	-0.031	0.003	-9.467	<.001

5. 結びにかえて—結論と残された課題

卸売市場における内部構造の変化に、現状の姿を導き出す要因があるものとして考察を加えてきた。そのなかで、三つの内部での影響関係が認められた。制度的に設計された卸売市場では、本来的に制約されており、卸売業者の数が大きく増えることはないが、それでもその存在は、委託集荷取引の割合が増加していくことには、プラスの影響を示している。そしてその卸売業者が進める委託集荷取引は、卸売業者の総売上利益率に貢献するものであるということである。従って、大規模小売業者等への対応上買付集荷取引を進めてきてはいるが、それは必ずしも卸売業者にとっては好ましい方向ではないということである。委託手数料の上昇への変更が思ったほど進まず、一方で買付集荷取引の拡大がそれほど大きくは進んでいないということは、この卸売業者の利益確保の問題が存在しているからであると言える。そして、卸売市場内でのセリ・入札取引は、仲卸売業者においてはその粗利益

に対してネガティブにきいてくるが故に、逆に相対取引が驚くほどの拡大を進めているのである。

そして、これらの影響関係は1995年から2018年においては、取引関係の連続性・継続性であることにも着目すべきである。この間、卸売市場法の改正という大きな契機があったとは言え、それは大きな影響を及ぼしたというわけではなく、すでに動き出していた変化方向に沿ったものであったと言えるだろうし、場合によっては顕在化しつつあった変化行動に合わせるものであったということである。

結局のところ、卸売市場法の改正等による影響を受けてさらに卸売市場が活性化する方向を進めていくというのではなく、すでに内部構造において変化のドライブが動いている中で市場法改正が行われたものであり、逆に卸売市場の活性化にとってそれを阻害する方向にも、一部働いたものであったということである。現状の卸売市場で起こっている変化の追認という延長線上にある消極的な法改正が散見し、卸売市場の構造変化を大きくもたらすような積極的な法改正であったとは言い難いものであると言えるだろう。

最後に、残された課題について言及しておきたい。第一に、本研究は時系列データに基づく卸売市場内部の取引変化と制度変化に着目しているが、直接的にその時間契機との影響関係を分析するところまではできていない。データの整備において、これら卸売市場法の改正のタイミングに合致するデータがまだ整っていないからである。継続的な研究を進め、このデータの蓄積を待って、更なる分析が必要である。第二に、中央卸売市場青果部に関する分析に留まっていることである。周知の様に卸売市場は水産物、食肉、花卉を扱っている。卸売市場におけるこれらの産品にまで広げた分析、さらには地方卸売市場に関する分析も行わないと現実の卸売市場の動態を把握できとは言えないだろう。しかしながら、この課題についても、特に地方卸売市場の詳細なデータの不足をどう補うのかという問題が伴うことになる。そして最後に、分析における卸売市場法の在り様と市場制度の変化への着目である。市場法の改正の目的は、卸売市場の活性化であることは紛れもない事実であるが、卸売市場は長年ある程度閉じられた場であった。近年規制緩和が進められてはいるが、本来閉じられた中での取引関係が有していた取引当事者間の関係性・慣行やそこでの競争の捉え方が今後どの様に変質するのかを確認していくことが必要であるだろう。

《註》

- (1) 卸売市場を経由する生鮮食料品の減少は、流通経路上の川上と川下に環境変化による異ところが大きい。川上では、農業法人等の動きがみられる中でもまだまだ中央都市の大型卸売市場への依存度が高い。また、川下では大規模小売業者や組織型小売業者による巨大な仕入れ力をベースにした生産者との直接取引が増加してきている。中抜き減少という点では、ITと物流機能の行動化により、オンライン取引による直販で仲介手数料を抑えようとする農産物生産業者が増えているという現状は否定できないだろう。また、輸入商社の役割が大きくなり、それらが卸売市場を経由せず、大手スーパーに代表される大規模小売業者やチェーン展開する組織型小売業者、そして外食産業等に直接出荷する現状が今後も増加していくことも想定できる。これらが卸売市場の市場経由率を下げていくことに影響を及ぼしていると言える。しかし、もう一つ市場経由率に着目する場合には、注意しておくべき点がある。農林水産省の定義に基づくものである。卸売市場における青果品の市場経由率は、国内流通した加工品（その原料換算も算入される）を含んだ国産及び輸入された青果を分母とし、卸売市場を経由したものの数量割合をもつ

て推計される。このことは、卸売市場を流通先としない加工品の輸入量が増加する場合には、当然ながらこの分母が増大することになり、分子が減少していなくても、市場経由率が下がってしまう結果となる。それをもって市場経由率が下がったとは言いがたいところがある。以下を参照されたい。

西村順二 (2021) 「卸売市場における卸売業の集積と垂直的構造に見る諸特徴」『甲南経営研究』61-3・4、pp.1-22。

薬師寺哲朗 (2010) 「市場外流通の増加と卸売市場の機能」2010年11月30日『農林水産省農林水産政策研究所 定例研究会』資料。

また、流通チャネル上のパワーシフトと生産活動のグローバル化により、従来の卸売業者の役割が縮小化し、新たな機能結合や組織境界が不明瞭な方向にむかう新しい流通・商業の登場を指摘する研究も見れる。以下を参照されたい。

Dawson J. (2001) Is there a new commerce in Europe?, *International Review of Retail, Distribution and Consumer Research*, 11(3), pp.287-299.

Dawson J. (2007) Whole sale Distribution: The Chimera in the Channel, *International Review of Retail, Distribution and Consumer Research*, 17(14), pp.313-326.

(2) 以下を参照されたい。

田村正紀 (1986) 『日本型流通システム』千倉書房。

田村正紀 (1998) 「日本型流通システムの動態」『経営学・会計学・商学 研究年報』XLIV、pp.31-61。

峰尾美也子 (2010) 『小売構造変化—大型化とその要因—』千倉書房。

(3) 卸売市場法の改正の内容については、下記を参照されたい。

農林水産省 (2021) 『令和2年度 卸売市場データ集』。

(4) 以下の文献に詳細が示されている。卸売市場法の2004年改正後もおおむね、委託手数料は変わっていないことが示されている。

一瀬裕一郎 (2018) 「最近の卸売市場を取り巻く諸情勢」『農林金融』2018-7、pp.15-29。

(5) 農産物の特徴には、①大きさ、形状、品質、生産量のばらつき、②時間による鮮度の劣化、そして③価格の弾力性の低さが挙げられるが、実際には品目ごとの各動向からは相場商品と位置付けられリスクが高いこと、また販売が難しい商品であることが指摘されている。従って、ここでは必ずしも仲卸売業者の専門的な能力が不要であるということではない。あくまでも、大規模小売業者の数量に見合う費用ということの影響に言及しているのである。野菜の、上記取り扱い上の特性については以下を参照されたい。

二宮麻里・濱満久 (2018) 「野菜消費市場を創る小売・サービス (その1) 農産物直売所」『流通情報』No.531、pp.46-56。

二宮麻里・濱満久 (2018) 「野菜消費市場を創る小売・サービス (その2) 農家レストラン・生活協同組合」『流通情報』No.533、pp.67-76。

(6) Sexton & Lavoie (2001) では、卸売市場における入札取引の減少理由として、2点が示されている。第1に、ある特定の地理的空間における買い付け企業数の減少によって、入札取引における値付けの効率性が低下し、買手パワーへの関心が高まることである。そして第2に、対等な取引は、売手と買手間の協調行動と市場情報伝達において有効でないということである。本研究における仲卸売業者の位置づけからも、卸売市場が入札取引を減少させているということにつながると言える。以下を参照されたい。

Sexton R. J. and N. Lavoie (2001) Food processing and distribution: an industrial organization approach, in B. Gardner and G. Rausser (eds.) *Handbook of Agricultural Economics*, Vol.1B, pp.863-932, Amsterdam, Elsevier.

Maruyama M. and M. Hirogaki (2001) The evolution of fresh produce supply chains: From spot markets to contracts, *International Review of Retail, Distribution and Consumer Research*, 17(4), pp.359-376.

(7) セリ・入札取引が減少してしまうと多くの取引が相対取引において値付けが行われ、価格が大きく変動するリスクは存在するが、卸売市場では自ら指標価格を設定し、大規模な中心都市の卸売市場における卸売価格を指標として、それを参考価格にして値付け・価格決めを行っているため、市場間での大きな

価格変動は起こらないような仕組みが存在している。

- (8) 比較動学分析を用いて、田村（1986）では日本型流通システムの構造変化を説明している。詳しくは以下を参照されたい。また、産業組織論では構造—行動—成果の枠組みが使われているが、動学的視点として構造が行動を導くというだけではなく、構造と行動の間には頻繁な相互作用があることも指摘されている。これについても、以下を参照されたい。

田村正紀（1986）『日本型流通システム』千倉書房、pp.24-27。

ナーバー／サビット（1978）『マーケティング・エコノミー —構造と行動の分析—』（株）マグロウヒル好学社、pp.93-102。

- (9) 以下の文献を参照されたい。

西村順二（2022）「卸売市場の本来的特性とその内部構造の特徴に関する予備的考察—卸売市場における競争と統制・管理の問題—」甲南大学経営学会編『新時代の経営学』千倉書房、pp.265-pp.281

- (10) ここでは、このある均衡から別の均衡にシフトする調整過程が重要であるとする。以下を参照されたい。

小林潔司・張衛彬・吉川和広（1988）「嗜好変化を内生化した比較静学に関する理論的研究」『土木学会論文集』389／IV-8、pp.55-64。

《参考文献》

Dawson J. (2001) Is there a new commerce in Europe?, *International Review of Retail, Distribution and Consumer Research*, 11(3), pp.287-299.

Dawson J. (2007) Whole sale Distribution: The Chimera in the Channel, *International Review of Retail, Distribution and Consumer Research*, 17(14), pp.313-326.

Maruyama M. and M. Hirogaki (2001) The evolution of fresh produce supply chains: From spot markets to contracts, *International Review of Retail, Distribution and Consumer Research*, 17(4), pp.359-376.

Sexton R. J. and N. Lavoie (2001) Food precessing and distribution: an industrial organization approach, in B. Gardner and G. Rausser (eds.) *Handbook of Agricultural Economics*, Vol.1B, pp.863-932, Amsterdam, Elsevier.

一瀬裕一郎（2014）「卸売市場法改正（2004年）後の卸売市場流通」『農中総研 調査と情報』第4号、pp.6-7。

一瀬裕一郎（2018）「最近の卸売市場を取り巻く諸情勢」『農林金融』2018-7、pp.15-29。

小野雅之（2006）「2004年卸売市場法改正の特徴と歴史的意義に関する商業論的考察」『神戸大学農業経済』38、pp.9-16。

小林潔司・張衛彬・吉川和宏（1988）「嗜好変化を内生化した比較静学に関する理論的研究」『土木学会論文集』389/IV-8、pp.55-64

斎藤修（2011）『農商工連携の戦略連携の深化によるフードシステムの革新』農山漁村文化協会。

高山和幸・森高正博・福田晋（2014）「中央卸売市場における卸売業者の買付集荷の分析」『九州大学大学院農学研究院学芸雑誌』69（1）、pp.31-37。

田村正紀（1984）「流通システムへの産業組織論的アプローチ：その批判的考察」『国民経済雑誌』150（1）、pp.14-29。

田村正紀（1986）『日本型流通システム』千倉書房。

田村正紀（1998）「日本型流通システムの動態」『経営学・会計学・商学 研究年報』XLIV、pp.31-61。

ナーバー／サビット（1978）『マーケティング・エコノミー —構造と行動の分析—』（株）マグロウヒル好学社。

西村順二（2021）「卸売市場における卸売業の集積と垂直的構造に見る諸特徴」『甲南経営研究』61-3・4、pp.1-22。

西村順二（2022）「卸売市場の本来的特性とその内部構造の特徴に関する予備的考察—卸売市場における競争と統制・管理の問題—」甲南大学経営学会編『新時代の経営学』千倉書房、pp.265-281。

二宮麻里・濱満久（2018）「野菜消費市場を創る小売・サービス（その1）農産物直売所」『流通情報』No.531、pp.46-56。

二宮麻里・濱満久（2018）「野菜消費市場を創る小売・サービス（その2）農家レストラン・生活協同組合」『流

通情報』No.533、pp.67-76。

柳川隆（2001）「産業組織論の分析枠組み：新産業組織論と構造－行動－成果パラダイム」『神戸大学経済学研究年報』47、pp.47-125。

藤島廣二（2005）「2004年改正卸売市場法の特徴点と問題点」東京農業大学『農村研究』第100号、pp.127-133。

峰尾美也子（2010）『小売構造変化—大型化とその要因—』千倉書房。

葉師寺哲朗（2010）「市場外流通の増加と卸売市場の機能」2010年11月30日『農林水産省農林水産政策研究所 定例研究会』資料。